

多治見市駅北・駅南ロータリー駐車場及び多治見市駅東原動機付自転車駐車場の指定管理者公募要領への質問に対する回答

公募要領に基づき、令和4年6月6日(月)午後3時まで提出された質問に対する回答は次のとおりです。

質問事項	回答
公募要領1の対象施設、多治見市駅南ロータリー駐車場、多治見市駅北ロータリー駐車場、多治見市駅東原動機付自転車駐車場それぞれの図面データ(完成予想図)をいただくことは可能か。	駅南ロータリー駐車場と駅北ロータリー駐車場、駅東原動機付自転車駐車場の図面は添付文書のとおりです。
公募要領10申請の手続き、提出を求められている書類のうち、現事業年度の前の事業年度の収支計算書及び事業報告書などの一部の書類は現在作成中であり、期日までに提出が間に合わない可能性がある。後日の提出となつてよいか。	要領10に定める(エ)前の事業年度の収支計算書及び事業報告書等や(オ)前の事業年度の貸借対照表及び財産目録等の提出書類については、税務署に申告書を乙の事業年度終了日から2月以内に提出することが定められております。令和4年6月28日までに事業年度終了日から2月経過していない場合や、株主総会等で決算書が承認されない場合は、確定次第速やかに提出してください。なお、事業年度終了日によっては、直近に作成された決算書類を提出してください。
仕様書4(4)イ利用券発行に関すること、定期利用券の発券受付は、指定管理者の事務所で受け付け、その方法を駅東原動機付自転車駐車場に掲示すること。との記載があるが、定期利用券の発券受付を多治見市外の乙の本部で電話またはWebにて行い、定期利用券を郵送で利用者へ送付することは可能か。	施設利用者の利便性を確保するために、多治見市内で多治見駅まで概ね10分以内に事業所を設置することができる団体として応募資格(2)で定めております。この事業所で駅東原動機付自転車駐車場の定期利用許可及び定期利用料の徴収等を行っていただくことを定めており、多治見市内に事業所を設置せず乙の本部で電話またはWebにて行い、定期利用券を郵送で利用者へ送付することは応募資格に該当しません。
仕様書4(5)イ施設及び設備の維持管理に関すること、駐車場機器等の保守点検業務(別表1参照)は、設備及び機器等の仕様書に基づき定期的な点検を乙の負担で行うこと。なお、駅南ロータリー駐車場の機器については、駐車区画変更に伴い、多治見市が購入日本信号(株)製を予定するので、保守点検業務のみ実施すること。との記載があるが、機器やネットワーク環境を乙独自の仕様に改造することは可能か。	甲の機器とネットワーク環境について、現在ネットワーク環境の整備予定はありません。機器を独自の仕様に変更させた場合で、次期指定管理者が変更になる場合は、独自の仕様を当初の仕様に復旧することが条件となります。なお、指定の取消しを受けた場合も当初の仕様に復旧することが条件となります。
仕様書4(5)ク施設及び設備の維持管理に関すること、放置車両の排除(事前連絡なく3日以上駐車している車両については、盗難、事件性及び放置車両でないか確認のため必要な措置を講ずることともに甲へ報告すること。)との記載があるが、放置車両の処分費用は乙の負担か。	指定管理の対象施設内で発生した放置車両の処分費用については、乙の負担となります。

<p>仕様書4(5)コ施設及び設備の維持管理に関すること、駅北ロータリー駐車場内に設置されている時計の点検(時刻合わせを含む)を行うこと。との記載があるが、具体的な業務内容をご教示願います。</p>	<p>駅北ロータリー駐車場敷地内に設置してあります時計の具体的な業務内容としては、時計の動作確認と時刻合わせ、仕様書4乙が行う業務(5)施設及び設備の維持管理に関すること ウ に基づく1件20万円未満の修繕等を想定しています。</p>
<p>仕様書4(9)ア駐車場機器リースに関すること、駐車場機器リース契約については現在別表3のとおり契約を締結しており、乙は当該契約を継承することを原則とし、契約期間途中において解約する場合は、乙の負担と責任において行うものとする。との記載があるが、乙の機器の持ち込みによる提案は可能か。</p>	<p>乙の機器の持ち込みによる提案は可能ですが、現在設置している機器のリース契約の解除については、仕様書に定めるとおり乙の負担と責任において行うことが条件となります。また、持ち込む機器がリース契約の場合は、仕様書の「駐車場機器リースに関すること」に基づき甲乙協議して設置することが条件となります。なお、持ち込む機器がリース契約では無い場合は、乙が設置する機器については現行の機能と同等以上の機器とし、指定管理期間終了後には甲に無償で譲渡していただくことが条件となります。</p>
<p>仕様書4(9)ア駐車場機器リースに関すること、駐車場機器リース契約については現在別表3のとおり契約を締結しており、乙は当該契約を継承することを原則とし、契約期間途中において解約する場合は、乙の負担と責任において行うものとする。との記載があるが、機器やネットワーク環境を乙独自の仕様に改造することは可能か。</p>	<p>甲の機器とネットワーク環境について、現在ネットワーク環境はありませんが、機器を独自の仕様に変更させた場合で、次期指定管理者が変更になる場合は、独自の仕様を当初の仕様に復旧することが条件となります。なお、指定の取消しを受けた場合も当初の仕様に復旧することが条件となります。</p>
<p>仕様書6(1)ア及びイ管理運営のための体制の整備に関すること、ア現場を主とする従業員を配置すること。イ連絡調整のため市役所の開庁時間に対応できる事務員を配置すること。との記載があるが、アとイは同一の人物でもよいか。</p>	<p>アは現場での業務を行う従業員を想定しており、イは市との連絡調整や駐車場の施設運営の責任的役割を担う者を事務員として想定していますので、それぞれに配置することが条件となります。なお、アとイの業務を兼任する場合は、別に駐車場業務に関する責任者を配置してください。</p>
<p>仕様書8(1)キ準備行為及び引継に関すること、甲は令和5年度事業分に係るものから、インボイス制度に対応することとしているので、乙も令和5年4月から対応すること。との記載があるが、インボイス制度への対応に係る費用は乙の負担か。</p>	<p>消費税のインボイス制度への対応に要する費用は乙の負担となります。</p>
<p>仕様書8(2)エ準備行為及び引継に関すること、甲乙協議により回数券、プリペイドカードを発行することになった場合、発行された回数券、プリペイドカードが引続き利用できるよう取り扱うこと。料金体系の変更等により券の使用ができなくなる場合は、交換等の措置を行うこと。との記載があるが、現行の回数券、プリペイドカードは引き継ぐものなのか。または、新しく準備するものなのか。</p>	<p>現在、回数券、プリペイドカードは発行していませんが、今後指定管理期間前に発行した場合には、引継いでいただきます。なお、未利用分の料金については、次期指定管理者に引継ぐものとします。今後発行された場合に引続き利用できるように仕様で定めたものです。</p>